

役員及び評議員の報酬並びに費用弁償に関する規程

(目的及び意義)

第1条 この規程は、社会福祉法人仙台市社会事業協会(以下「この法人」という。)の定款第8条及び第22条の規定に基づき、役員及び評議員の報酬並びに費用弁償に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

(1)役員とは、理事及び監事をいう。

(2)評議員とは、定款第5条に基づき置かれる者をいう。

(3)報酬とは、社会福祉法第45条の35第1項で定める報酬、賞与その他の職務執行の対価として受ける財産上の利益であって、その名称の如何を問わない。

(4)費用とは、職務遂行に伴い発生する旅費(交通費、宿泊費)等の経費をいい、報酬とは明確に区分されるものとする。

(報酬の支給)

第3条 この法人は、役員及び評議員に職務執行の対価として報酬を支給するものとする。ただし、この法人の職員を兼務し、職員として給与が支給されている理事に対しては、本規程に基づく報酬は支給しない。

(報酬額の決定)

第4条 役員報酬総額は、年間100万円以内とする。

2 役員に対する報酬の額は、理事会及び評議員会等に出席したとき日額10,000円とする。

3 監事が、前項のほか監査業務に従事したとき日額10,000円を支給する。

4 評議員に対する報酬の額は、評議員会等に出席したとき日額10,000円とする。

(報酬の支給方法等)

第5条 役員及び評議員に対する報酬は、それぞれ理事会等又は評議員会等に出席した都度、支給する。

2 監事に対する前条第3条の報酬は、監事業務に従事したときに支給する。

(費用の支給)

第6条 役員及び評議員が、この法人の用務のために出張するときは、費用弁償としてこの法人の旅費支給に関する規程に基づき旅費を支給する。

(公表)

第7条 この法人は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項第2号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(改廃)

第8条 この規程の改廃は、評議員会の決議を経て行う。

(委任)

第9条 この規程の実施に関し必要な事項は、会長が理事会の承認を経て、別に定める。

附則

(役員等費用弁償に関する規程の廃止)

1 役員等費用弁償に関する規程は、平成30年3月31日をもって廃止する。

(施行期日)

2 この規程は、平成30年4月1日から施行する。